令和７年度弘前市障がい者雇用奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、障がい者の雇用の促進及び生活の安定を図るため、障がい者を雇用する事業者に対し、令和７年度及び令和８年度予算の範囲内において弘前市障がい者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成１８年弘前市規則第５７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者　雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１１０条第２項第１号イの（２）から（４）までに掲げる求職者及び同条第１０項第１号イに掲げる求職者である発達障害者又は難治性疾患を有するもので、奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）の始期において市内に住所を有する者をいう。

(2) 重度障がい者　障がい者のうち、雇用保険法施行規則第１１０条第６項各号に掲げるいずれかの者をいう。

（交付対象事業者）

第３条　奨励金の交付の対象となる者は、雇用保険法施行規則第１１０条の規定による特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースに限る。以下「国助成金」という。）の支給の対象となる期間が令和８年３月３０日までに満了する場合において、その満了した日（以下「国助成金の支給満了日」という。）後も当該障がい者を引き続き雇用するもの（以下「交付対象事業者」という。）とする。

（交付対象期間）

第４条　交付対象期間は、国助成金の支給満了日の翌日から起算して１２か月とし、最初の６か月を第１期、次の６か月を第２期とする。

２　前項の場合においては、交付対象期間の初日を起算日とした場合に、月における当該起算日に応答する日から翌月における当該起算日に応答する日の前日までの期間（応答する日がない場合は市長が認めた期間）を１か月とする。

３　第１項の規定にかかわらず、第１期の中途において、交付対象障がい者が市外に転出し、若しくは退職し、又は解雇された場合は、当該転出し、若しくは退職し、又は解雇された日の属する月の前月（転出した日の属する月において過半を占める日数市内に居住したとき又は退職し、若しくは解雇された日の属する月において過半を占める日数在職したときは、その月）までを交付対象期間とする。

４　第１項の規定にかかわらず、第２期の中途において、当該交付対象障がい者が市外に

転出し、若しくは退職し、又は解雇された場合は、当該転出し、若しくは退職し、又は解雇された日の属する月の前月（転出した日の属する月において過半を占める日数市内に居住したとき又は退職し、若しくは解雇された日の属する月において過半を占める日数在職したときは、その月）までを交付対象期間とし、最初の６か月を第１期、残りの交付対象期間を第２期とする。

（奨励金の額）

第５条　１か月当たりの奨励金の額は、次の各号に掲げる障がい者の区分に応じ、当該各号に定める額又は奨励金の交付の対象となる障がい者（以下「交付対象障がい者」という。）に交付対象事業者が支払った賃金の月額のいずれか少ない額とする。

(1) 市内事業所に勤務する重度障がい者　１人当たり２４，０００円

(2) 市外事業所に勤務する重度障がい者　１人当たり２０，０００円

(3) 前２号に掲げる障がい者以外の市内事業所に勤務する障がい者　１人当たり１２，０００円

(4) 前３号に掲げる障がい者以外の障がい者　１人当たり８，０００円

２　前項各号の区分について、交付対象障がい者が、月の中途において市内事業所から市外事業所に、又は市外事業所から市内事業所に転勤した場合は、当該月においては、１６日以上在職した事業所をもって、当該区分に該当させるものとする。

（交付申請）

第６条　規則第３条の補助金等交付申請書は、令和７年度弘前市障がい者雇用奨励金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）とする。

２　交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 国助成金の支給決定通知書の写し

(2) 交付対象障がい者に係る労働者名簿の写し

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　交付申請書の提出期限は、国助成金の支給満了日の翌日から起算して６か月以内又は令和８年３月３１日のいずれか早い日とする。

（交付の条件）

第７条　奨励金の交付の決定を受けた場合における規則第５条の規定により付された条件として、交付対象事業者は、第１期又は第２期の中途において、交付対象障がい者が転勤し、又は市外に転出し、若しくは退職し、若しくは解雇されたときは、速やかに令和７年度弘前市障がい者雇用奨励金変更（廃止）報告書（様式第２号）により市長に報告してその承認を受けるものとする。

（交付決定）

第８条　規則第６条の補助金等交付決定通知書は、令和７年度弘前市障がい者雇用奨励金交付決定通知書（様式第３号）とする。

（実績報告）

第９条　規則第１２条の補助事業等実績報告書は、令和７年度弘前市障がい者雇用奨励金雇用完了（廃止）実績報告書（様式第４号。以下「実績報告書」という。）とする。

２　実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、第７条の規定により奨励金の廃止の報告をしたときは、添付する書類は不要とする。

(1) 国助成金の支給決定通知書の写し

(2) 交付対象障がい者に係る賃金台帳の写し

(3) 交付対象障がい者の勤務日数を証明する書類

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　実績報告書の提出期限は、交付対象期間の各期の末日（第７条の規定により奨励金の廃止の報告をしたときは、当該報告をした日）の翌日から起算して３０日以内とする。

（奨励金の額の確定通知）

第１０条　規則第１３条の補助金等交付額確定通知書は、令和７年度弘前市障がい者雇用奨励金交付額確定通知書（様式第５号）とする。

（奨励金の請求等）

第１１条　奨励金の請求は、令和７年度弘前市障がい者雇用奨励金請求書（様式第６号）を市長に提出して行うものとする。

２　奨励金は、前項の請求書が提出された日から起算して３０日以内に口座振替により交付する。

（書類の保管）

第１２条　交付対象事業者は、交付対象障がい者の雇用の実績を証する書類を、令和１３年３月３１日まで保管しなければならない。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和７年度に交付決定する奨励金について適用する。